

## プレップ・ファルクラム シラバス

平成 29 年 1 月現在

### はじめに

ファルクラム租税法研究会は、100 名余の税理士や公認会計士、弁護士等の租税専門家が集まり、租税法を「法学」の観点から深く研究し、会員それぞれが実務に生かすことを目的とした研究会です。日々の税務業務においては、国税庁が発遣した通達に依存しすぎるあまり、法的根拠の希薄な処理を行っているケースも散見され、税務調査時の意見衝突や、税務訴訟等の要因となっています。こうした租税実務を取り巻く種々のリスクに対応すべく、ファルクラムでは「租税専門家としての『要』となるために」を合言葉とし租税法の研究を行っています。

同研究会は、平成 22 年に立ち上げた研究会であり、原則毎月 1 回の研究会でのグループ討論のほか、ファルクラム会員による共同執筆書籍の刊行や、専門雑誌での連載企画を行うなど、単発的な実務セミナーとは異なる継続的な活動を行っていることが特徴です。

もともと、いきなりグループ討論となると少し腰がひけてしまう、レベルに着いていけないのではないか、もう少し基礎的な部分をインプットしたいという方のため、上記ファルクラム租税法研究会の基礎コースとして、スクール形式でのプレップ・ファルクラム(プレファル)を開講することとなりました。プレファルで租税法の基本を学び、応用的な理解へとステップアップしていきましょう。

### 概要

租税法を学ぶに当たっては、条文の理解はもちろんのこと、判例や学説、課税実務上の指針の一つである通達の理解など様々な視角からアプローチをする必要がありますが、プレファルでは、その中でも最も重要かつ基礎的な部分として、租税法の解釈論を中心に学習していきます。

本講座では、酒井克彦著『レクチャー租税法解釈入門』を教科書としながら、大きく分けて次の 3 つの構成の順序で租税法解釈を学びます。すなわち、1) 憲法で要請されている租税法主義の確認から始まり、法の文言を厳格に解釈する文理解釈の学習、次いで、2) 法の趣旨等を加味する目的論的解釈の学習、そして 3) 法条で用いられている用語(概念)の意味を明らかにするための概念論の理解です。

たとえば、婚姻届を提出していない配偶者、いわゆる「内縁の妻」は、所得税法上、配偶者控除の対象となり得るのでしょうか？所得税法は配偶者控除に関する規定を設けておきながら、「配偶者」そのものの定義規定を置いていないのです。そうすると、「所得税法にいう配偶者とは何か？」という配偶者の範囲に係る疑問が生じます。この点、「内縁の妻も配偶者控除の対

象とすべき」と主張する人は、婚姻届を提出しているかしていないかは所詮紙切れ一枚の問題であり、婚姻届の提出の有無に関わらず実態として夫婦の体をなしているのであれば、内縁の妻も配偶者控除の対象にすべきであると主張するでしょう。他方で、「内縁の妻は配偶者控除の対象とならない」と主張するのであればその根拠はどこにあるのでしょうか？所得税法に書いていないなら、何か別の法律を参考にするのでしょうか？

このように、法条の解釈は一筋縄ではいかないことが多く、租税実務に携わっていない一般人はもちろんのこと、専門家でさえも頭を悩まされることが多々あります。とかく租税法は「一読難解、二読誤解、三読不可解」などと冗談めかされるほど、読めば読むほど分からない難しい条文といわれています。そうであるからといって、そこから目を逸らすわけにはいきません。税理士はじめ租税専門家として租税に携わる仕事をしている以上、解釈論を駆使して自ら問題を「解決」しないとイケないのです。

分からないことがあったとき、国税庁の通達に書いてあるとおりに処理していれば問題ないのでしょうか？また、税務署に「一般人の振り」をして電話で問い合わせをすれば答えが返ってくるのでしょうか？この点、通達は法律ではありませんから、通達に従えば問題なしというわけにはいきません。電話で税務署へ質問をしたとしても、相手の税務署職員の勘違い等で間違った回答が返ってくるかもしれませんし、その電話回答には何の法的拘束力もありません。要するに、通達や税務署職員の助言に従っていたとしても、後に更正処分をなされるリスクは依然として残るのであって、申告後の税務調査等の場面において非違事項の指摘を受けた際、課税当局に堂々と意見を述べるためには租税専門家としての法律的知見が必要であることはいうまでもありません。

もちろん通達の全てを否定することは非現実的ですが、法律ではない通達を何の疑問も持たずに法律同様鵜呑みにし機械的に処理することや、自らの検討を一切せずに税務署へ税務処理の教を請うことなどは、そもそも税理士はじめ租税の専門家として、正しい姿勢とはいえないでしょう。医者が治療や手術の仕方が分からないといって、厚生労働省に質問するでしょうか。当然ながら、自らの知識と経験で、法で認められた範囲の方法を駆使して患者の治療にあたるでしょう。それと同じように、租税に携わる租税専門家として、クライアントの問題を、自らの知識で自信をもって処理できるよう、その基礎の一つとしてプレファルにおける解釈論を参考にしていいただければと思います。

## 講師

酒井克彦（中央大学商学部教授）

臼倉真純（一般社団法人ファルクラム上席主任研究員）

講義のはじめに、酒井教授から、その日に学ぶ項目について体系的理解を深めるための概要の説明がなされます。次いで、各項目の詳細について、『レクチャー租税法解釈入門』を教科書としながら、臼倉研究員が講義を行います。

## スケジュール予定等

原則として毎月1回、19時から2時間弱の講義を行います(スクール形式)。

各講義のおよそ1ヵ月前から、ファルクラム HP 上に申込フォームを設けますので、そちらから参加不参加のご連絡をお願い致します。

ファルクラム HP → <http://fulcrumtax.net/>

回数	年月	教科書	教科書項目	概要
—	2017. 5	—	ガイダンス	
1	2017. 6	第 1 部 1 節 第 1 部 2 節	租税法律主義 一部、厳格解釈	憲法 84 条をはじめとする租税法の大原則とその内容を確認します。
2	2017. 7	第 1 部 2 節	厳格解釈	租税法が厳格な解釈が求められる理由について学びます。租税の財産侵害性や、納税者の予測可能性などを確認するとともに、租税特別措置の解釈について考えます。
3	2017. 9	第 2 部 3 節	オーソドックスな解釈論	内縁の妻の所得税法上の配偶者該当性をテーマに、文理解釈と目的論的解釈の概論を学びます。
4	2017.10	第 2 部 4 節	文理解釈	文理解釈の基礎を確認します。ここでは、最高裁まで争われた源泉徴収義務に関する事件である、いわゆるホステス報酬事件を題材とし、所得税法施行令 322 条の「計算期間の日数」の解釈を考えます。
5	2017.11	第 2 部 5 節	文理解釈と立法趣旨	税理士が脱税工作を行ったことで有名な、いわゆる M 税理士事件を題材とし、文理解釈と立法趣旨の関係を確認します。国税通則法 68 条 1 項の「納税者」該当性と、重加算税賦課決定処分の妥当性を考えましょう。
6	2017.12	第 2 部 6 節	目的論的解釈	逆ハーフトックスプランと呼ばれる生命保険契約に基づく満期保険金に係る一時所得の金

				額の計算について争われた事例を題材に、目的論的解釈が採用されるケースを検討します。
7	2018.1	第2部 7節	類推解釈	サンヨウメリヤス事件という著名な事件を題材とし、類推解釈の在り方を考えます。借地権の設定が所得税法 33 条のいう「資産の譲渡」にあたるかが争われた、古い事例であっても非常に重要な事例を確認します。
8	2018.4	第2部 8節	縮小解釈	ゴルフ会員権が所得税法 33 条の「資産」に該当するか否かが争われた事件を題材に縮小解釈を学びます。破綻ゴルフ場のゴルフ会員権の譲渡損失について、他の所得と損益通算をすることができるか否かが争点です。
9	2018.5	第2部 9節	限定解釈と縮小解釈	いわゆるりそな銀行事件など、近年注目されている租税負担の軽減行為に関する事件を題材に限定解釈と縮小解釈を考えます。なお、ここでは租税法の濫用についても確認しましょう。
10	2018.6	第3部 11節	借用概念論	この回からは概念論を学びます。租税法の条文に用いられている用語(概念)のオーソドックスな解釈手順として、借用概念論を中心に検討します。ここでは地裁から最高裁判決まで判断が二転三転した有名な事件であるいわゆる武富士事件を題材に取り上げます。
11	2018.7	第3部 12節	私法からの借用	ここでは、住宅ローン控除の要件である租税特別措置法 41 条の「改築」の意義を題材に、私法からの借用概念を考えます。公法である建築基準法からの借用の妥当性について検討します。
12	2018.9	第3部 13節	会計からの借用	法人税法 22 条 2 項にいう「取引」とは何か争われた事件として、オープンシャホールディング事件を取り上げます。同項のいう「取引」

				とは何か、会計（簿記）上の「取引」と同義と捉えるべきかを検討します。
13	2018.10	第3部 14節	固有概念	前回までの借用概念の理解に続き、固有概念を確認します。「事業」という概念は、所得税法においても、消費税法においても使われている概念ですが、同じ租税法内の文言として同一の意味内容と理解すべきでしょうか。両方における「事業」概念の対比を通じ、固有概念を学びましょう。
14	2018.11	第3部 15節	一般概念	借用概念および固有概念のほかに、一般概念とされるものを確認します。ここでは「海洋掘削装置」が所得税法上の「船舶」に該当するか否かが争われた事例を取り上げます。本件の争点は、「船舶」が所得税法上の固有概念なのか、それとも借用概念なのか、はたまたどちらでもない一般概念であるのかです。
15	2018.12	—	まとめ	進行状況に応じて最終回を設ける場合があります。

なお、上記のスケジュールは進行状況等に応じて若干ずれが生じる場合がありますので、予めご了承ください。その場合には随時参加者の皆様へご連絡致します。

## 受講料

- ・1回の受講につき 6,000 円（税込）
- ・受講料は原則口座引落としにてお支払い下さい。  
\*なお、お振込みや、講義の際の現金でのお支払の場合には事務局までご相談ください。
- ・欠席の場合受講料は発生しません。
- ・欠席フォローとして、講義当日の音声をお求めの場合には上記受講料を頂戴致します。
- ・受講料のほか、教科書として、酒井克彦著『レクチャー租税法解釈入門』（弘文堂 2015）のご用意をお願い致します。受講生の方は、会員価額の 2,500 円で購入できますので、ガイダンスの際等にお申込みください。

## その他留意事項

- ・税理士業の繁忙期は開催いたしません。2,3,5,8月是非開催となります。
- ・税理士等の資格の有無に関わらず、どなたでもご参加可能です。
- ・コースの中途からの参加も可能です。なお、既に終了した講義の音声データをお求めの際には事務局までご連絡ください(回数分の受講料を頂戴致します)。
- ・教科書の『レクチャー租税法解釈入門』以外の教材は不要です。税法六法等は各自のご判断でご用意ください。各回の講義に必要な条文集はこちらでご用意致します。
- ・ファルクラム租税法研究会とのダブル受講も可能です。事務局までご相談ください。
- ・その他ご不明な点等ございましたら、ファルクラム事務局 [jimu@ful-crum.info](mailto:jimu@ful-crum.info) までご連絡下さい。